



## 軽自動車税の納税通知書の 誤送付について

軽自動車の県外に転出登録された車両の処理漏れにより、本来課税されるべきでない車両が課税されたままになり、一部の方に誤って納税通知書を送付したことが判明しました。深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

### 1 誤送付した対象車両及び台数

対象車両: 令和7年10月1日から31日の間に岡山市中区から県外に転出登録された車両  
台数: 249台

### 2 発送日及び判明日

発送日: 令和8年5月7日  
判明日: 令和8年5月14日

### 3 原因

県外に転出登録された車両のデータを市税システムに取り込む際に中区分(10月データ)に処理漏れが生じたため。

### 4 今後の対応

対象車両の課税を取り消し、税額変更決定通知書とお詫び文を送付します。  
また、すでに納付済みの方には、速やかに還付手続きを行います。

### 5 再発防止策

チェックリスト表の作成や、処理手順を明確化する等、チェック方法について再検証し、処理漏れの防止を徹底します。

#### 【問い合わせ先】

岡山市 北区市税事務所 山本・角南 直通086-803-1175 内線4250・4252・4253